

総 税 市 第 1 2 号
平成29年2月16日

各都道府県知事 殿

総務省自治税務局長
(公 印 省 略)

地方税事務における個人番号の適切な取扱いについて（通知）

今般、ふるさと納税に係る申告特例に関する事務において、寄附金を受領した地方団体が、住所地市町村に申告特例通知書を送付する際、記載すべき寄附者とは異なる者の個人番号を記載したものを発送したという事案が判明しました。

個人番号については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条において、提供制限の規定が設けられているとともに、同法第12条に基づき、個人番号利用事務等実施者は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないこととされています。

地方税事務において、個人番号は各種申請、通知の記載事項とされており、上記のような提供制限や安全管理措置の責務が設けられていることから、個人番号は適切かつ慎重に取り扱う必要があります。

また、「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」（平成22年4月1日付総税市第16号総務大臣通知）においては、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第7条に規定する事務の遂行に当たっては、納税義務者の個人情報厳格に管理することとしているところです。

各市区町村及び各都道府県においては、下記留意点を踏まえ、ふるさと納税に係る申告特例に関する事務も含め、地方税事務において個人番号を取り扱う際の事務処理状況を再点検し、必要な措置を講じるようお願いします。

貴職においては、この旨を承知の上、貴都道府県内の市区町村に周知徹底するようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 地方税事務において、個人番号の適切な取扱いを徹底し、地方税法に基づく通知等において、本人の個人番号が正しく記載されているかについては、複層的なチェックにより確実に確認すること。
 - 2 地方税情報が記載された書類を他部署や外部に提供する場合には、不必要な情報が印字されていないか、複層的なチェックにより確実に確認すること。
 - 3 地方税情報を事務処理で用いるため、税システムや庁内で地方税情報を共有できるシステム等を使用する場合には、当該事務で使用できる情報の範囲に応じて当該システムのアクセス権限等を適切に設定すること。
 - 4 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）に基づく措置を適切に運用することにより、税務基幹システムをはじめ個人番号を含む特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムにおけるセキュリティ対策を適切に講じること。
- ※ 上記留意点については、各市区町村及び各都道府県に、また、地方税関係部署に限らず、地方税情報を取扱う関係部署に、それぞれ共通することであるため、適切に情報共有し、対応を徹底することに十分留意されたい。

以上

総務省自治税務局市町村税課 住民税第三係 前川 電話：03-5253-5669（直通） E-mail:y.maekawa@soumu.go.jp
